



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月24日

函館市長 様

提出者

住 所 函館市本町33番2号

氏 名 社会福祉法人 函館厚生院

函館中央病院 病院長 本橋 雅壽

電話番号 0138-52-1231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人 函館厚生院 函館中央病院
事業場の所在地	北海道函館市本町33番2号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	527床
③従業員数	1,039人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙のとおり		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 廃油
	排 出 量	205.79 t 1.434 t
	(これまでに実施した取組) ・資源ごみ回収推進(古紙、新聞、ダンボール回収)に伴う感染性廃棄物の分別強化  その他 別紙のとおり	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 廃油
	排 出 量	185 t 1.3 t
	(今後実施する予定の取組)  別紙のとおり	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙のとおり	

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	205.79 t	1.434 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	185 t	1.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別紙のとおり		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	207.224 t	
	(今後実施する予定の取組等)  令和2年4月1日電子マニフェスト導入稼働。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

2023 年度

# 医療廃棄物処理計画書

函館中央病院

## 1. 病院の概要

### (1) 病院名

しゃかいふくしほうじん はこだてこうせいいん はこだてちゅうおうびょういん  
社会福祉法人 函館厚生院 函館中央病院

### (2) 住 所

040-8585 函館市本町33番2号

### (3) 代表者

病院長 本橋 雅壽

### (4) 電 話

0138-52-1231

## 2. 現に行っている事業の概要

### (1) 医 療 業

(2) 従業員数 1039 名

(3) 病 床 数 527 床

(4) 廃棄物発生フロー (別紙参照)

### (5) 連 絡 先

担 当 者 : 函館市本町33番2号

函館中央病院

調度・物流管理課 古館絵里

電話番号 : 0138-52-1231 (内線)2253

## 3. 計画期間

2023年4月1日 ~ 2024年3月31日 まで



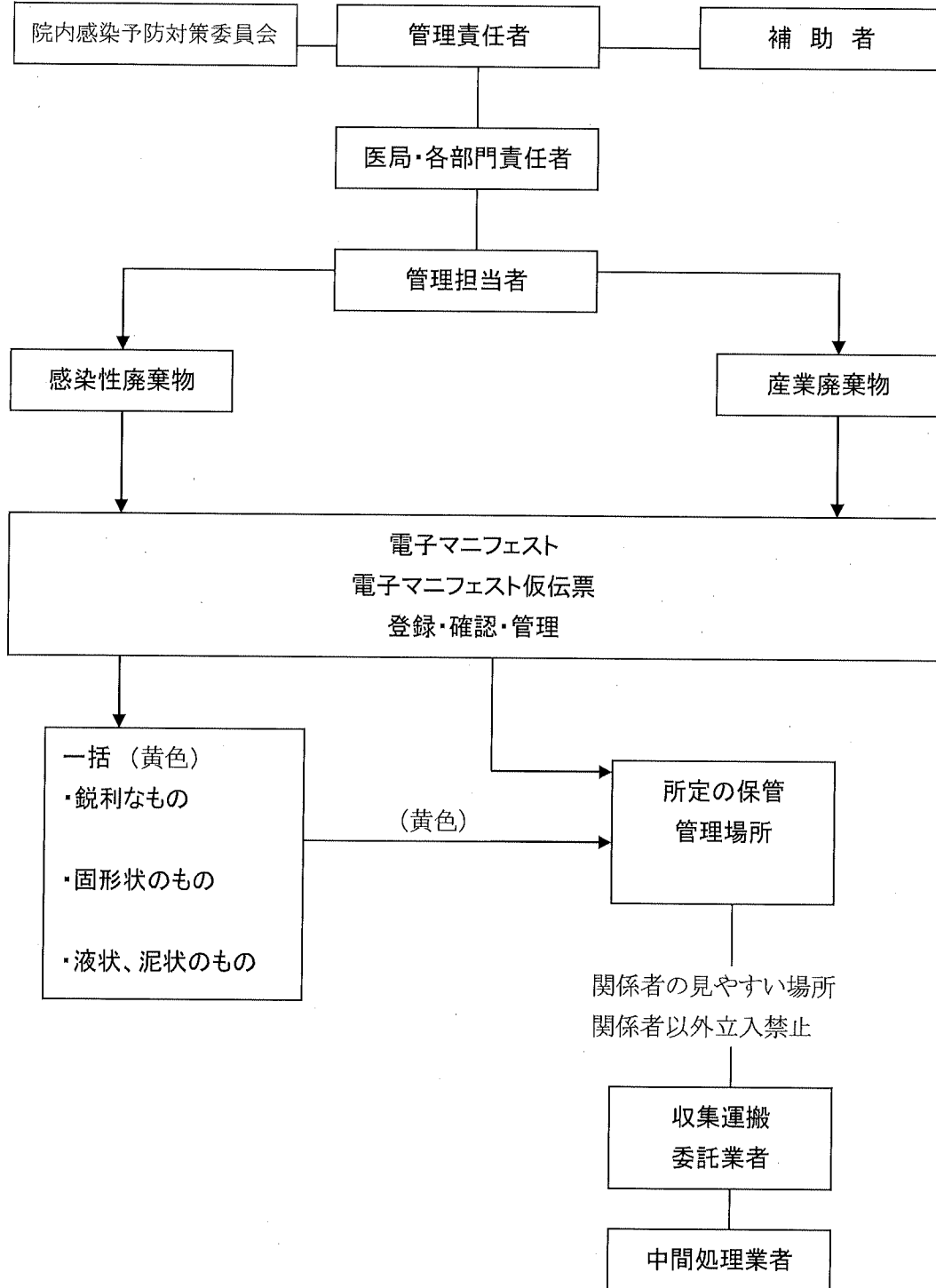
4. 医療廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者	函館中央病院 病院長 本橋 雅壽
廃棄物担当	調度・物流管理課 古館 絵里
院内感染予防 対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 廃棄物処理に関する検討                  廃棄物の発生抑制に対する検討                  再生利用に対する検討                  計画的な廃棄物の管理運営を行う上での必要事項検討</li> <li>* 組織構成要員                  病院長・担当診療部長(当委員会委員長)・看護部長                  事務部長・薬剤部長・診療協力部長・事務次長・副看護                  部長・担当看護師長・担当事務</li> </ul>
廃棄物管理 担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 廃棄物処理計画の作成</li> <li>* 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>* 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</li> <li>* 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>* 委託契約の締結</li> <li>* マニフェストの管理・保管</li> <li>* 電子マニフェストの管理</li> <li>* 監督官庁への各種報告</li> <li>* 職員に対する教育・啓発・啓蒙</li> <li>* その他関係する事項</li> </ul>

(2) 感染性廃棄物に関する管理組織図

感染性廃棄物管理組織



### (3) 管理体制の強化

#### ① 管理体制(組織)

病院内の各部所と協力し、廃棄物処理に対応する為の全病院的組織を編成する。その為上記(1)に掲げた「院内感染予防対策委員会」に列挙した各部所より委員の参画をはかる。

#### ② 管理の方法

医療廃棄物の適正処理要綱に基づき廃棄物化回避、あるいは削減の為発生源の確認及び処理方法等を検討する。

### (4) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理に関する留意事項を整理し、職員に対し資料・情報を提供する。

## 5. 廃棄物の排出の抑制に関する事項

### (1) 診療上での排出抑制に関する現状と目標

① 医療廃棄物の現状は診療現場から診療によって排出される物が殆んどであり、その抑制を図ることが排出抑制に最も近道であることは言うまでもない。しかし、抑制することによって診療の萎縮、医療過誤等の問題と直結しかねない部分が含まれている。

② 排出の抑制については、まず診療の現場を再度見直し、品目・材質・診療の流れ等もう一度検証し、発生源の確認と処理方法を検証する。

## 6. 分別に関する事項

① 分別に関しては、医療廃棄物処理要綱に従い、分別するものである。

② 大別して医療廃棄物・放射性廃棄物・非医療廃棄物に分類しさらに医療系廃棄物については感染性・非感染性に分類、非医療廃棄物については可燃性・非可燃性・粗大に分類する。

## 7. 再生利用に関する事項

### (1) リサイクルの現状と目標

① リサイクル及び再生利用については、二次感染等が危惧される為再生使用は行われていない。

今後さらにリサイクルについての情報を収集し再利用及びリサイクルを実施出来る物については実施する方向で検討する。

## 8. 廃棄物の処理に関する事項

### (1) 基本的事項

- ① 廃棄物の適正な処理を確保する為、関連する法令やその他の規則を遵守するとともに環境施策に協力する。
- ② 発生した廃棄物に対し収集運搬から処分に至るまでの確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生の拡大等について努力、実施するものとする。
- ④ 発生の抑制 業務内において発生抑制あるいはリサイクルの推進を考慮した診療体制を検討する。

### (2) 廃棄物処理の現状

- ① 当院より発生する産業廃棄物は、感染性廃棄物・廃酸・廃アルカリ・廃油・金属くず等があり、中でも感染性廃棄物が最も多い。
- ② 感染性廃棄物については、血液の付着物を付着頻度が極端に少量の場合一次処理を施し(ガーゼ等)一般廃棄物として処理できるものもあるが殆どの場合感染性廃棄物として処理している。特に診療材料については、安全性、及び再使用による危険性を考慮しリサイクルは難しい問題である。

### ③ 廃棄物の種類別発生・処理状況

廃棄物の種類	発生源	性状	処理量	処理方法
感染性廃棄物	診療行為に伴う	繊維・プラスチック・金属	205.79t	委託処理

## 9. 適正処理のために講じようとする措置に関する事項

- ① 適正な処理の為、職員に対し処理方法・分別方法等の教育及び情報の伝達を重視する。
- ② 廃棄物抑制やリサイクルについて情報の収集・管理につとめる。
- ③ 抑制・リサイクル推進の為業務内容や使用品目・材質・形状等について再検討を行う。
- ④ 2020年4月1日より電子マニフェスト導入開始。